

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成18年6月30日（金） 14：00～16：00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今泉由弘，遠藤雅敏，加賀美幸子，神垣清水，久保形法子，
塩澤正雄，染谷淑子，舩網敏雄，羽間京子，日野忠和，
星野雅紀，山田由紀子（五十音順，敬称略）

（説明者）江上宗晴，宇梶俊雄，芝田康予

4 テーマ

高齢社会と成年後見制度

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり，星野雅紀千葉家庭裁判所長からあいさつが
された。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について，
杉原隆治事務局長から紹介された。

(3) 委員長選出

千葉家庭裁判所長星野雅紀を委員長とすることで全会一致した。

(4) テーマ「高齢社会と成年後見制度」について

ア 千葉家庭裁判所の1年の家事事件の統計概況及び成年後見DV

Dについて、江上宗晴家事首席書記官から次のとおり説明があった。

(ア) 千葉家庭裁判所における平成17年の新受事件は、審判事件が22,988件で対前年度比6%増、調停事件が5,996件で同比1.7%減となっている。

(イ) 人事訴訟事件は平成15年から減少傾向が続き、平成17年は485件となっているが、千葉家庭裁判所における調停充実の取組が良い方向で作用しているのだとすれば喜ばしいことである。因みに、千葉家庭裁判所の調停成立率は毎年上昇を示していたが、平成17年の成立率は48.8%と、全国の成立率48.0%を上回っている。

(ウ) 成年後見関係事件は、右肩上がりの状況が続いている。平成17年には成年後見関係事件と後見監督処分事件の新受件数がほぼ肩を並べている。後見監督処分事件の急増は特筆すべきものがあり、千葉家庭裁判所では、平成16年は対前年度比40%増、平成17年は同比53%増となっている。

(エ) 後見開始事件については、高齢者人口の増大、市町村における地域包括支援センターの設置、平成18年10月以降、障害者施設の利用が措置から契約に移行することに伴う集団による申立てがなされる等の理由から、今後、さらに後見制度を利用する人が増えることが見込まれる。その結果、後見監督処分事件も増加していくことが推測される。

(オ) これから視聴していただく成年後見DVDは、千葉家庭裁判所が自主制作したものであり、後見人に後見事務の職務と責務を正しく理解していただくことを目的とし、後見人の職務について、分かりやすく説明したものである。

イ 千葉家庭裁判所制作の成年後見DVDの視聴

ウ 成年後見事件に関する千葉家庭裁判所の取組について、宇梶俊雄次席家庭裁判所調査官及び芝田康予家庭裁判所調査官から次のとおり説明があった。

(ア) 「成年後見申立ての手引（以下「手引」という。）」及び申立時提出書面の記載事項の改訂の取組

申立て相談の際に、従前から配布していた手引をより読みやすいものとするために、本年（平成18年）3月、難しい用語を避け、イラストやカラーをふんだんに使った、より分かりやすいものに改訂した。また、申立人の便宜のため、申立ての際の必要書類については、入手先まで記載するようにした。

また、申立時の提出書面についても、申立後の手続きがスムーズに進むよう記載事項の改訂を行った。

(イ) 受理時面接の円滑化の取組

当事者の来庁の負担を軽減し、かつ、審判期間を短縮する取組として、申立人が申立てに来庁した際に、直ちに、本人の状況、後見人候補者の適格性、鑑定の要否等の情報を補足的にお聞きする受理時面接を実施するようにした。本人が申立人とと

もに来庁したときには、本人の意向聴取も同時に行うことによって、さらに審理期間を短縮することが可能となる。

(ウ) 「成年後見人のしおり（以下「しおり」という。）」改訂の取組

後見人が後見事務を行うための参考として、従前から後見人に配布しているしおりについても、本年（平成18年）3月、イラストやカラーをふんだんに使用し、後見人から問合せが多かった項目について、より分かりやすい説明とするよう改訂を行った。同時に、後見監督時に後見人が作成する書面についても、より負担の少なく、かつ、機能的な書式に改訂している。

(エ) 今後の課題についての取組

a 知的障害者施設入所者による集団申立てに、どのように対応していくかについて、現在、各職種が意見を寄せ合い、また、集団説明会を実施する等、適正かつ迅速な処理を目指しているところである。

b 今後、増加を続ける後見監督処分事件について、千葉家庭裁判所では、すでに、財務諸表に詳しい元銀行業務経験者等を参与員として関与させ、専門家の視点からの意見を聞きながら、不正の端緒を見落とさないよう努めているが、今後、より精度の高い監督を適時に行っていくことが重要である。

エ 協議（■委員長，●委員，▲説明者）

●委員

しおりや手引は非常に分かりやすく工夫されている。司法の窓

に掲載された成年後見制度の説明も分かりやすい内容であった。

千葉家庭裁判所で成年後見DVDを自主制作した点も努力されていると思う。もっとも、DVDでは全体的に裁判所の硬さが出ていたり、また、伝えようとするところだけが強調されていた感がある。語られている用語も専門的過ぎる。送り手の視点だけではなく、もう少し、受け手の視点からのメリハリを付けても良いのではないかと思う。非常に努力されているだけに、もったいない気がする。今後、より良い改訂版を作っていただければと思う。

高齢社会の中で、今後、成年後見が必要とされるケースが増えていくであろうことを考えると、家庭裁判所だけでやっていけるのか、との疑問がある。家庭裁判所の重要な仕事であることはもちろんであるが、もっと行政が絡んでいかなければ、大変なことになるように思われる。

●委員

DVDを製作された努力は貴重であると思う。ただ、全国一律の内容であるのであれば、全国で使えるものを、どこか一箇所でお金をかけて作れば良いのではないかと思う。

■委員長

最高裁判所でも、成年後見制度の手續案内ビデオ等の制作を検討している状況であるが、各庁の取組の実情やニーズにばらつきがあることから、どこで均一化させていくかを模索中であると思われる。成年後見制度については、この7月半ばに、最高裁判所

で報告会が行われることとなっており、その中で、今後のことが話し合われることになると思われる。

●委員

国民から見れば、裁判所が異なっても、手続は全国同じであるとの感覚がある。細かいところはともかくとしても、大きなところでは全国統一的なものを作れば良いのではないかと思う。

■委員長

申立書等の書式については、最高裁判所のホームページからプリントアウトできるような工夫をしている。

今後、本日紹介した手引やDVD等をどのように活用していけば成年後見制度が国民の間で定着していくのかについて、御意見を伺いたい。

●委員

制度を理解してもらうためには、伝える内容を整理しなければならないが、整理し過ぎると、かえって理解しにくいものになってしまう点が難しいところであろう。

何を作っても、利用されなければ意味がないところであるが、どこに行けば、これらの手引やしおりを入手でき、DVDを視聴することができるのかが分からない。

▲説明者

手引やしおりは、千葉家庭裁判所に常備している。

●委員

裁判所へはなかなか行く機会がないので、もっと身近なところで、いつでも見ることができるようにすれば良いのではないかと思います。

そもそも、このような手引、しおりやDVDがあることを知らない人が多いと思うので、まず、このようなものがある、ということの広報活動が大事であると思う。

▲説明者

最近では、各庁でホームページ等を活用した広報活動も広まりつつある。また、地域包括支援センターや福祉関係機関もいろいろな資料をそろえてきており、成年後見制度に関する基本的な資料は整備されつつあると思う。

手引やしおりについては、地域包括支援センターにも参考に送付しているが、家庭裁判所を実際に利用する方に配布しているのが実情である。

●委員

本日配布されているリーフレットは配布されているのか。

■委員長

数に限りはあるが、市民への配布用として市町村等に送付している。

●委員

成年後見制度を分かりやすく説明した市民向けのパンフレットは市役所などにも備え置かれているが、申立書の用紙などは備え

置かれていない。

●委員

弁護士会，司法書士会や商工会議所など，広報効果の高いところに手引等を配布してはどうかと思う。

ところで，これまで紹介された千葉家庭裁判所の努力が，千葉管内の成年後見事件の申立件数の伸びに結びついていると理解してよいのか。

■委員長

申立件数が伸びている原因を裁判所が把握している訳ではない。ただ，平成15年の社会問題を背景に，成年後見制度に高い関心が寄せられたことは否定できないと思われる。裁判所においても，それ以降，成年後見制度の運用について問題意識を持ってきたところである。ただ，裁判所の努力が直接の契機となって事件が増加しているのかどうかについては分からない。

●委員

後見監督処分事件とは何か。平成16年は成年後見関係事件の申立件数が減少しているにも関わらず，後見監督処分事件は増加しているが，それはどのような理由によるのかを伺いたい。

▲説明者

後見監督処分事件とは，選任された後見人の後見事務が適正に行われているかを監督する事件である。一度，成年後見が開始されれば，被後見人が死亡するか，あるいは，能力が回復するまで

の間、一定の期間ごと、後見監督処分事件が継続して立件されていくことになる。後見が開始された事件は、毎年累積的に増加していくので、ある年に成年後見開始申立事件が減少したとしても、後見監督処分事件の減少には結びつかない。

● 委員

国民の間に成年後見制度がどれだけ浸透しているのかを見るには成年後見関係事件の申立件数を、後見人の後見事務がどれだけ適正に管理されているかを見るには後見監督処分事件数を見るということになるのか。

■ 委員長

そのとおりである。平成16年に成年後見関係事件の申立件数が減少している理由は分からないが、成年後見が開始された事件について、その監督処分の立件は翌年以降になる。そのタイムラグも、事件数の伸びが必ずしも一致しない要因であろうと思われる。

● 委員

ほとんどの人は成年後見制度を知らないし、また、どのような条件の人が後見人になれるのかということも分かっていない。まずは、成年後見制度の広報活動が第一であろうと思われる。

後見人の仕事は非常に大変であるとも聞いており、なかなか受けにくい実情があるのではないか。いろいろな団体から後見人の適任者を推薦してもらえれば良いと思う。

●委員

後見監督処分という言葉は何とかならないものか。処分という
と何か悪いことをやったかのような印象を受けるので、一般市民
には受け入れがたいものがあるろう。

●委員

不正があったから後見監督処分事件，という印象を与えかねない。

●委員

処分という言葉を知ると，簡単に後見人にはなれないな，とい
う印象を与えてしまう。後見の基本的な責任は誰が取るのか，と
いう観点から言えば，処分という言葉は防御的な印象を与え，ひ
いては，成年後見制度が脆弱なものであるという印象を与えかね
ない。

●委員

難しいことこそ，分かりやすい言葉でお願いしたいと思う。

●委員

成年後見制度を利用しやすいものとするために，この制度を利用
する費用を低廉化していくことも必要ではないかと考えている。
裁判所としても，鑑定書を簡略化して鑑定費用をより安くするこ
とを試みたり，また，ボランティアとして後見人になってもらえ
る人を発掘し，その人を後見人として活用して報酬の低廉化に努
めているところであるが，まだ十分であるとは言えず，今後の課

題である。

●委員

一般市民から見れば，家庭裁判所も他の役所とは異なり，まだ敷居が高く，近寄り難い印象を持たれているようである。一般市民が利用できる制度であるのならば，難しい言葉を避けて，みんなへのサービスであるということが前面に出るようなものにしていかなければならないのではないか。

もっとも，成年後見制度が本当に機能し始めたら，家庭裁判所が耐えていけるのかという疑問がある。家庭裁判所の職員数を増やすことも必要であろうし，自治体でもそのような部門を作って，やっていけば良いのではないかと思う。

■委員長

一番問題なのは，後見人に対する監督の部分であろうと思われる。監督する機関，組織をもう少し利用しやすく，かつ，合理的にできれば，利用の範囲はさらに広がっていくように思われる。

成年後見事件は減ることなく，しかも，一度成年後見が開始されれば，常時後見人を監督していかなければならない。その負担は大きく，家庭裁判所の機能が低下していくおそれもない訳ではない。参与員や銀行のOBの積極的な活用も考えていかなければならない。

費用の問題で言えば，お金を払える人と払えない人との格差の問題も出てきている。お金のない人はどうすればよいのか。これ

は、裁判所だけで解決できない問題ではある。裁判所としては、当面、後見人の選任に当たり、ボランティア的な組織、人脈を確保していこうと検討している最中である。

●委員

鑑定などの費用負担が大きくて、成年後見制度を利用したくても利用できないという例があるのか。

■委員長

統計的な数字がある訳ではないので何とも言えないが、本年（平成18年）5月に開催された憲法週間広報行事に参加した市民の中から、鑑定料が高いので何とかならないのか、という声も出ていた。

●委員

費用を肩代わりするシステムはないのか。

■委員長

払えない場合には、地方自治体が費用を支援しようとする動きがある。予算等の制約もあり、ばらつきもあろうが、世田谷区では体制を整えているという話も聞いている。そのような動きが全国的に広がっていけばと思う。

●委員

施設側の人間が収容者の財産を横領するような問題も起きている中、成年後見の集団申立ては、人権保障に役立つものと考えている。もっとも、すべての人に親族の後見人候補者がいればよい

が、親族からも見放されているような場合、施設側の人間が後見人となることもあるのか。

▲説明者

費用負担の問題もあるが、できる限り中立的で後見人としてふさわしい第三者にお願いする方向で検討している。

■委員長

成年後見制度自体は平成12年4月から始まっているものの、実務の動きがようやく固まってきたのはここ数年のことであり、今もなお試行錯誤の状況にあると言える。本日の御意見、御提言を参考として、今後、成年後見制度を、より利用しやすく、かつ、信頼されるものとしていくために、裁判所も一層努力していきたい。

(5) 次回のテーマについて

今回は「中学生を含む低年齢少年による非行について」をテーマとしたい。

以 上